

中小企業・個人事業主 向け

知って役立つ! 使ってトクする!

税制改正



設備投資を
して生産性を
高めたい!



新商品や
新技術を開発
したい!

社員の給与を
アップしたい!



事業承継時
の負担を
軽減したい!



中小企業を応援する
“税制改正のポイント”を解説します!

設備投資をして生産性を高めたい!

～中小企業経営強化税制の創設～

～固定資産税特例の拡充～

利用できるのは

法人

個人事業主

法人税・所得税
固定資産税



省力化のため、セルフレジ(複数台合計で約1,500万円)を導入したい! 何か使える支援策はないかしら?



経営力を向上させる設備を新規取得した場合、

即時償却または税額控除が選択適用できます!

セルフレジ(約1,500万円)の場合、取得価額1,500万円全額を損金算入、または約150万円(取得価額の10%)*を法人税から控除できます。

*資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合は、約105万円(取得価額の7%)。



赤字の場合には、法人税の減税は使えないのよね…他に何か支援策はないかしら?

固定資産税の特例が使えます。経営力を向上させる設備を新規取得した場合、

固定資産税が3年間、2分の1になります!

セルフレジ(約1,500万円)の場合、3年間で約17万円*の減税となります。

*取得価額1,500万円、耐用年数5年、税率1.4%で計算。



ポイント!

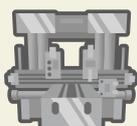
- ◆上記2つの措置の適用を受けるためには、**中小企業等経営強化法の認定が必要**です(詳しくは3ページを参照)。
- ◆平成29年度から、**対象設備が拡充**します。

今までは…

対象が機械装置等に限定

機械装置

(例)



金属加工機械



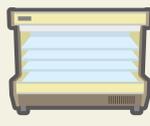
NC加工機

ココが変わる!

サービス業でも使いやすいよう、**器具備品**や**建物附属設備**などを対象に追加します。

器具備品

(例)



冷蔵庫陳列棚



ルームエアコン



業務用冷蔵庫



セルフレジ

建物附属設備



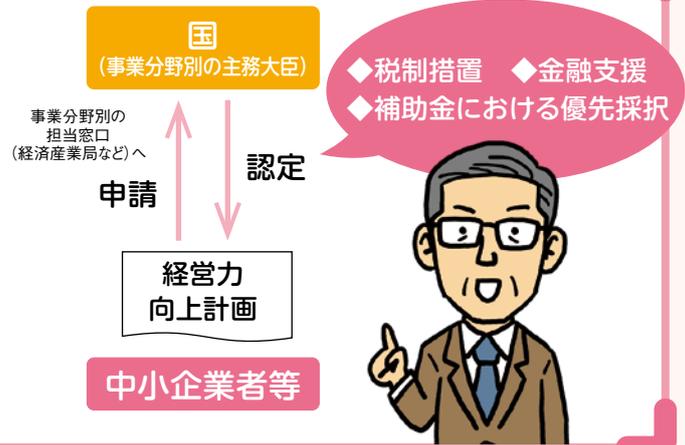
空調設備



蓄電池設備

中小企業等経営強化法について

「経営力向上計画」とは、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上させるために実施する計画です。計画の認定を受けた事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。



制度の詳細

▶ 中小企業経営強化税制 (平成29年4月1日～平成31年3月31日)

● **制度概要** …… 中小企業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却または税額控除*1を選択適用することができます。

*1 取得価額の10% (資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)。

	生産性向上設備 (A類型・工業会証明)	収益力強化設備 (B類型・経産局確認)
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 (160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具 (30万円以上/5年以内) ◆器具備品 (30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備 (60万円以上/14年以内) ◆ソフトウェア (情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの) (70万円以上/5年以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 (160万円以上) ◆工具 (30万円以上) ◆器具備品 (30万円以上) ◆建物附属設備 (60万円以上) ◆ソフトウェア (70万円以上)

▶ 固定資産税の特例 (平成29年4月1日～平成31年3月31日)

● **制度概要** …… 中小事業者等が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得した場合、固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減されます。

固定資産税の特例 (工業会証明)	
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備
*2 対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 (160万円以上/10年以内) ◆測定工具及び検査工具 (30万円以上/5年以内) ◆器具備品 (30万円以上/6年以内) ◆建物附属設備 (償却資産として課税されるもの) (60万円以上/14年以内)

*2 平成29年度税制改正により対象に追加される設備 (測定工具及び検査工具・器具備品・建物附属設備) については、対象地域・対象業種が一部限定されます。業種が限定される地域は、最低賃金が全国平均以上の7都府県 (埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪) となります。上記以外の40道県においては全業種が対象です。機械装置については、引き続き全国・全業種で対象になります。

注意: 上記の2つの措置の適用を受けるためには、原則設備取得前に、工業会証明・経産局確認を受けて経営力向上計画を申請し、認定を受ける必要があります。詳しくは中小企業庁ホームページでご確認下さい。

中小企業等経営強化法の認定がなくても活用できる税制

▶ 中小企業投資促進税制 (平成31年3月31日まで)

● **制度概要** …… 中小企業者等が、機械装置等を導入した場合に、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除*3が選択適用できます。

▶ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制 (平成31年3月31日まで)

● **制度概要** …… 商業・サービス業等を営む中小企業者等が、経営改善に資する器具備品や建物附属設備を導入した場合に、取得価額の30%の特別償却または7%の税額控除*3が選択適用できます。

*3 資本金3,000万円超1億円以下の法人は、税額控除の適用はありません。

1

先進的な事業に必要な設備投資をしたい! ～地域未来投資促進税制の創設～

利用できるのは

法人

個人事業主

法人税
所得税



地域の中堅・中核企業向けの税制が創設されると聞いたのですが、どのような制度ですか?

地域の強みを活かして地域活性化に貢献する先進的な事業について、工場・店舗や機械等を導入した場合、

特別償却または税額控除が選択適用できます!

※改正企業立地促進法の成立・施行後に承認及び確認を受ける必要があります。資本金1億円超の企業も対象となります。



【適用期間:改正企業立地促進法の施行日～平成31年3月31日】

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置	40%	4%
器具備品	40%	4%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※総投資額2,000万円以上が対象。支援対象は設備合計額のうち100億円まで。

2

新商品や新技術を開発したい! ～中小企業向け研究開発税制の拡充～

利用できるのは

法人

個人事業主

法人税
所得税



新商品開発のため、研究開発投資(人件費や委託費など)を増やしたい! 活用できる税制はありませんか?

試験研究費(原材料費、人件費、委託費、経費など)の最大17%を法人税から控除できます!



ココが変わる!

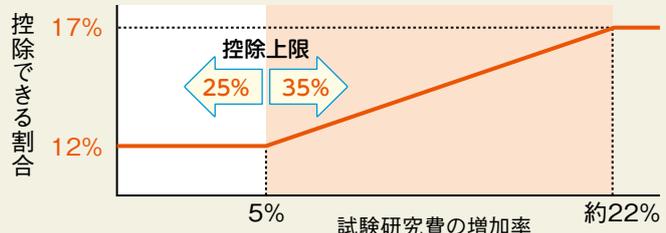
試験研究費の増加率が5%を超える場合(拡充)

控除できる割合:試験研究費の12~17%
控除できる上限:法人税額の35%
【適用期間:拡充部分については、平成29年4月1日～平成31年3月31日】

試験研究費の増加率が5%以下の場合

控除できる割合:試験研究費の12%
控除できる上限:法人税額の25%

○試験研究費の増加割合が5%を超える場合の控除率
「12%+(増加割合-5%)×0.3」 ※ただし、税額控除率の上限は17%。



3

社員の給与をアップしたい!

～所得拡大促進税制の拡充～



平成29年度はこれまで以上に従業員への給与をアップしたい!
法人税の控除が受けられるかもって聞いたんですが、本当ですか?



従業員の給与を一定の要件で増やした場合、
最大で増加額の22%を法人税から控除できます!

ココが変わる!

一人当たり平均給与が、前年比2%未満の場合

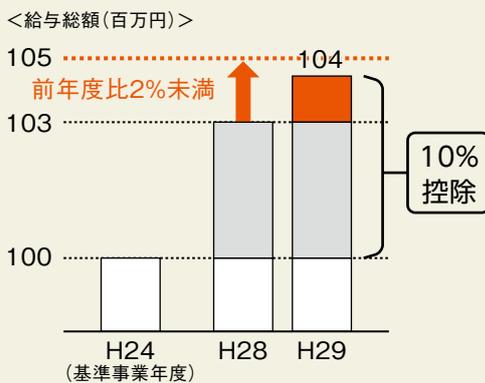
→変更なし(平成24年度からの増加分について10%税額控除)

一人当たり平均給与が、前年比2%以上の場合

→前年度からの増加額について控除率を上乗せして、22%税額控除できる。

【具体例】 従業員数20人。H24の一人当たりの平均給与が500万円で、継続的に賃上げしてきた事業者を想定。

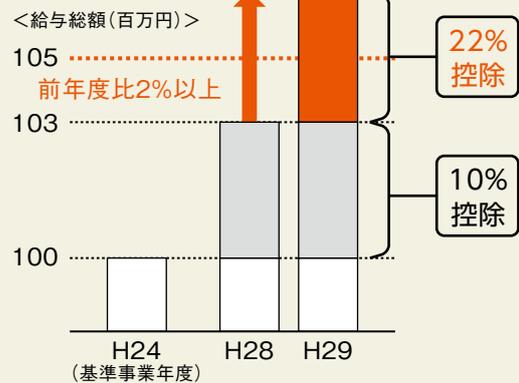
①前年度から一人当たり平均給与を5万円アップさせた場合。



税額控除できる額
=(平成24年度からの増加額)×10%控除
=(104百万円-100百万円)×10%

=40万円の税額控除

②前年度から一人当たり平均給与を35万円アップさせた場合。



税額控除できる額
=(平成24年度から前年度同額までの額)×10%控除+
(前年度からの増加額)×22%控除
=(103百万円-100百万円)×10%+(110百万円-103百万円)×22%

=184万円の税額控除

制度の詳細(平成30年3月31日まで)

- 制度概要** 青色申告書を提出している法人(または個人事業主)が、下記①～③の全ての要件を満たした場合、雇用者給与等支給増加額の一定割合を法人税額(または所得税額)から控除できる制度です。
- 要件** ①基準事業年度(平成24年度)の雇用者給与等支給額と比べて、平成29年度の雇用者給与等支給額が、3%以上増えていること(ただし、中小企業者の場合)
②雇用者給与等支給額が前事業年度以上であること
③平均給与等支給額が前事業年度を上回っていること



従業員4人の会社で、事業承継税制を使いたい! 従業員が1人でも減ったら、税金を納めないといけなくて聞いたんだけど、本当ですか?

従業員が1人減っても猶予を受け続けられます!

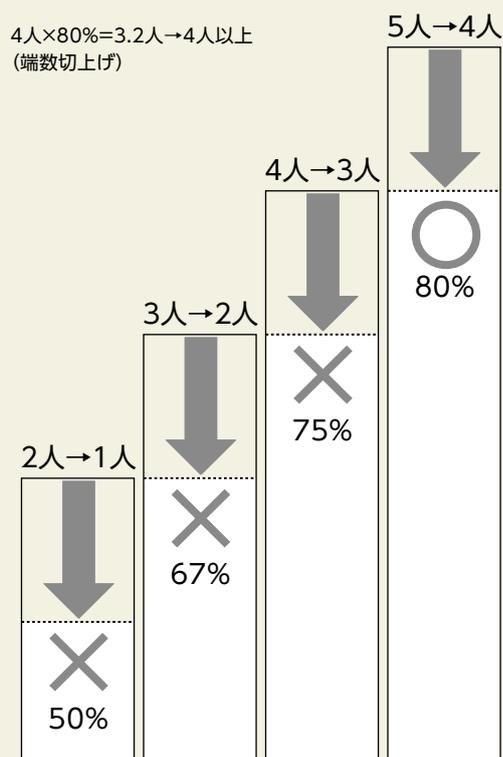
従業員4人の会社であれば、5年間平均で3人以上いれば雇用要件を満たします。

雇用要件とは…原則として従業員数を5年間平均で8割以上維持しなければならないという要件です。



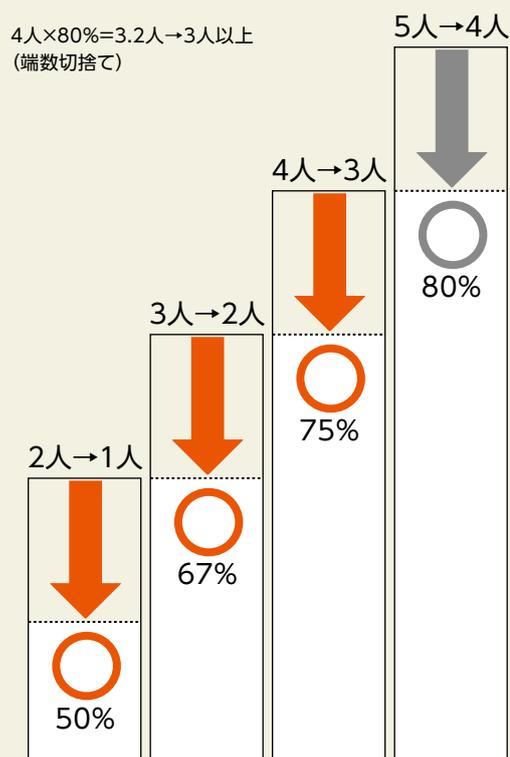
今までは…

4人×80%=3.2人→4人以上
(端数切上げ)



ココが変わる!

4人×80%=3.2人→3人以上
(端数切捨て)



事業承継税制とは…

- **贈与税** …………… 現経営者からの贈与によって後継者が取得した自社株式に対応する贈与税の納税が猶予・免除されます。
- **相続税** …………… 現経営者から、相続又は遺贈によって後継者が取得した自社株式の80%部分の相続税の納税が猶予・免除されます。

※本税制の対象となる自社株式は、後継者が相続・贈与前から既に保有していた分も含めて、発行済議決権株式総数の3分の2までの部分です。



贈与税の納税猶予制度を使いたいけど、
万が一、要件を満たせなくなった場合の負担が重いなあ。

相続時精算課税制度との併用が出来るようになり なりましたので、万が一のリスクが軽減されました!

贈与税の納税猶予制度を使っていたが、
いざ猶予が取り消された場合の納税額が…



今までは…

猶予が取り消された場合の納税額

約 **1億300万円**

ココが変わる!

相続時精算課税制度と併用すると…

猶予が取り消された場合の納税額

3,500万円

△約6,800万円

【事例】

- 発行済議決権株式総数300株、1株100万円、株価総額3億円。
- 先代経営者が株式全てを保有しており、後継者である息子へ当該株式のうち200株(3分の2)を贈与したが、要件を満たさなくなり、贈与税の納税猶予が取り消された場合。

災害や取引先の倒産などが発生した場合、 雇用要件等が緩和されます。

例えば、災害により事業用資産の3割以上が損壊した場合には、
雇用要件が免除されます。



事業承継税制の窓口が、都道府県に変更されます。

制度の適用を受けるために必要な書類のご提出や手続きのご相談は、
これまでの経済産業局ではなく

申請企業の主たる事務所が所在している都道府県の担当課宛

をお願いいたします。

◆詳しい提出先などは、中小企業庁HP(トップページ → 財務サポート → 事業承継)をご覧ください。

消費税軽減税率制度に対応するための 補助金が活用できます!



平成31年10月1日から消費税軽減税率制度が実施されます。
中小企業・小規模事業者等の方々に、制度への対応を円滑に進めていただくため、
複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などに要する
経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」を用意しています。

▶ 複数税率対応として、2つの申請類型があります。

A型

複数税率対応レジの 導入等支援

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したり
するときに使える補助金です。

※レジには、POS機能を有していないレジ、モ
バイルPOSレジシステム、POSレジシステムな
どを含みます。



B型

受発注システムの 改修等支援

電子的な受発注システム
(EDI/EOS等)を利用する事業
者のうち、複数税率に対応す
るために必要となる機能につ
いて、改修・入替を行う場合に
使える補助金です。



【詳細は…】

- 軽減税率補助金事務局ホームページ(<http://kzt-hojo.jp/>)をご覧ください。

【補助金についてご不明な点は…】

- 補助金事務局コールセンターにご連絡ください。
(電話番号)0570-081-222(※通話料がかかります) (受付時間)9:00~17:00(土・日・祝日除く)

■ 中小企業施策全般に関するお問い合わせ先

北海道経済産業局 中小企業課	011-709-3140	中国経済産業局 中小企業課	082-224-5661
東北経済産業局 中小企業課	022-221-4922	四国経済産業局 中小企業課	087-811-8529
関東経済産業局 中小企業課	048-600-0321	九州経済産業局 中小企業課	092-482-5447
中部経済産業局 中小企業課	052-951-2748	沖縄総合事務局 中小企業課	098-866-1755
近畿経済産業局 中小企業課	06-6966-6023		

中小企業庁 〒100-8912 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1
財務課 電話番号:03-3501-5808(9:30~12:00, 13:00~17:00)
メールアドレス chusyo-toiawase@meti.go.jp
中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/>
2017年3月

